

一般競争入札予定表

入札件名：5入札第15号 木になる紙【単価契約】

購入請求課：林政課

公告日	令和5年4月17日		
入札参加申請受付期間	令和5年4月17日	~	令和5年4月26日 (17:00)
質問	受付期間	令和5年4月17日	~ 令和5年4月21日 (17:00)
	回答期限	令和5年4月25日	
入札日	令和5年4月27日 (10:00)		
入札会場	長崎県庁行政棟1階入札室		
納入期限	契約締結日~令和6年3月29日		

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

5入札第15号 木になる紙【単価契約】 予定数量 A4：450箱（1箱あたり500枚×5冊）

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり。

(3) 契約（納入）期間

契約締結日から令和6年3月29日

(4) 納入場所

行政棟及び議会棟（本庁各課（室）、議会事務局、各種委員会事務局）

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和5年4月1日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している中小企業者であること。

(5) この公告の日から8の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から8の入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850 - 8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095 - 895 - 2881

4 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和5年4月26日 17時00分

7 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札場所及び期日等

(入札場所) 長崎県庁行政棟 1 階入札室

(入札期日) 令和 5 年 4 月 27 日 10 時 00 分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 3 の部に確認すること。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

## 10 入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 12 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 入札番号、購入物品名及び予定数量

5 入札第 15 号 木になる紙【単価契約】 予定数量 A4 : 450 箱 (1 箱あたり 500 枚 × 5 冊)

\* 規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

### (2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書(調達様式第 11 号)」を、持参、郵送(できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。)又は F A X 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求められます。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和 5 年 4 月 26 日 17 時 00 分 (必着)

### (3) 物品等の納入場所及び契約(納入)期間

〔納入場所〕行政棟及び議会棟(本庁各課(室)、議会事務局、各種委員会事務局)

〔契約(納入)期間〕契約締結日~令和 6 年 3 月 29 日

### (4) 入札場所及び期日等

〔入札場所〕長崎県庁行政棟 1 階入札室

〔入札期日〕令和 5 年 4 月 27 日 10 時 00 分 開始

〔その他〕入札期日当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 1.(2)の部局に確認すること。

### (5) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書(調達様式第 6 号)」を下記提出場所へ令和 5 年 4 月 21 日 17 時 00 分までに F A X 等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

回答については、令和 5 年 4 月 25 日までに「質問への回答書(調達様式 7 号)」により F A X にて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室 HP に掲載する。

仕様書に関する質問提出場所 林政課 森林活用班

F A X 0 9 5 - 8 9 5 - 2 5 9 6 TEL095-895-2988

調達手続きに関する質問提出場所 物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL095-895-2881

### (6) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札書には 1 箱あたりの単価を記載すること。また、単価に 1 円未満の端数がある場合は小数第 2 位までとすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(単価)を入札書(調達様式第 8 号)に記載すること。

ウ 入札金額は訂正することができない。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。

オ 入札者が代理人である場合は、「委任状(調達様式第 9 号)」(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

( 入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。)

## 【注意事項】

入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。

入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

入札書の宛名は長崎県知事とすること。

## (7) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

免除する。

### イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ・ 入札期日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

2,000万円以上

2,000万円未満 500万円以上

500万円未満

## (8) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の金額が訂正されているとき。

ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## (9) 落札者の決定

ア 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを

引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のものを持参すること。
- ・入札者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。  
（代理人が入札をする場合、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。）

#### (10) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成、提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

#### (11) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和5年4月1日現在で得ていること。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している中小企業者であること。

オ この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

## 2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850 - 8570 長崎県長崎市尾上町3 - 1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095 - 895 - 2881

# 仕 様 書

1. 物 品 名 木になる紙【単価契約】
2. 規 格 等 日本製紙（株）製 または 大王製紙（株）製  
九州の間伐材を利用している製品であること。  
九州の間伐材とは、単独の県の県産木材のみを使用しているものは対象外とする。  
また、契約時に九州の間伐材を使用していることを明記した製造メーカーの証明書を提出すること（様式は任意）  
  
A4：1箱 2,500枚入り（500枚×5冊）
3. 発注予定数量 A4：450箱  
発注予定数は、令和5年5月～令和6年3月までの予定数量であり増減することがある。
4. 契約の方法 1箱あたりの単価契約とする。  
1箱あたりの単価を記載すること。  
また、単価に1円未満の端数がある場合は、小数第2位までとすること。
5. 納入場所 行政棟及び議会棟（本庁各課（室）、議会事務局、各種委員会事務局）
6. 契約（納入）期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
7. 納入条件等
  - （1）上記物品の納入は、主に総務文書課から契約業者に対し、直接指示するものとする。  
総務文書課が指示する納品場所に指示された数量の納品を行うこと。ただし、本庁各課（室）、議会事務局、各種委員会事務局から直接納品指示する場合もあるので随時対応すること。
  - （2）契約業者は、（1）の納品指示を毎週とりまとめ、原則として、木曜日（当日が休日にあたる時はその前開庁日）17時までに発注があったものを翌週の火曜日（当日が休日にあたる時はその翌開庁日）17時までに納品指示があった（1）の納入機関に納入し、担当者の検査を受け、引き渡すものとする。引き渡しの際には納品書等を発行し、納入機関の担当者及び受領立会者の押印を受けること。なお、総務文書課が指示する納品場所に納入する際は、各納品場所の受領立会者の確認印を別途指示する様式に押印の上、総務文書課に提出すること。
  - （3）契約業者は月末締めで、（2）の担当者及び受領立会者が押印した受領書等を納入機関ごとに台紙に貼り付けを行い、全ての納入機関、納品数量等を記載した一覧表（任意様式）とともに提出するものとする。
  - （4）（2）の納入方法にかかわらず、特別に、緊急な納品が必要となる場合は、出納局物品管理室から納入について協議のうえ納品を指示する場合もあるので、その時は誠意をもって対応すること。
  - （5）契約業者は天災地変等の不可抗力により、物品を指定の日までに納入できないときは直ちに出納局物品管理室に連絡し、指示に従うものとする。
  - （6）代金の請求については毎月末締めで、納入機関ごとの、月間の納入数量に相当する金額（消費税及び地方消費税を含む。）を請求すること。但し1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。